

## Q594. タイムカード等に出勤時刻は記録されているが、退勤時刻が記録されていない場合、退勤時刻はどのように認定されますか？

タイムカードに退勤時刻が記録されていない場合、勤務場所からの退出時刻、業務に関するメールの送信時刻、パソコンのログ記録といった証拠から総合的に判断して、退勤時刻を認定されるのが通常です。

参考になる裁判例として、東京地裁平成25年2月28日判決は、「退社時刻（退勤時刻）について本件請求期間Aのように何ら客観的な証拠が残されていないという事実をもって、時間外労働時間の立証が全くされていないものとして取り扱うのは相当ではなく、本件に顕れた全証拠から総合判断して、ある程度概括的に、本件請求期間Bの時間外労働時間数を推認することも、それが控え目に行われる限り許容されるものというべきである。」と判示しています。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成